

2022年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社レーサム  
代表者名 代表取締役社長 小町 剛  
(コード番号：8890 東証スタンダード市場)  
問合せ先 上級執行役員管理本部長 片山 靖浩  
電 話 03-5157-8881

## 監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び役員の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第31期定時株主総会で承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議するとともに、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、監査等委員会設置会社移行後の役員人事について、下記のとおり内定し、同定時株主総会にその選任を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公平性、透明性及び効率性を高めることを目的としております。

##### (2) 移行の時期

2022年6月23日開催予定の当社第31期定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の目的

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- ②機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことができる規定を新設するものです。
- ③「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、定款を変更するものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりです。

##### (3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月23日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月23日(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事（2022年6月23日付）

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者

氏名	新役職	現役職
小町 剛	代表取締役社長	同左
飯塚 達也	代表取締役副社長	同左
磯貝 清	専務取締役	常務取締役
染谷 太郎	常務取締役	取締役

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職	現役職
岡田 英明	取締役 監査等委員	常務取締役
深井 崇史	社外取締役 監査等委員	社外取締役
中瀬 進一	社外取締役 監査等委員	社外監査役
三木 昌樹	社外取締役 監査等委員	(新任)

【新任候補者略歴】

氏名	略歴
みき まさき 三木 昌樹 (1944年6月1日生)	1967年4月 三菱油化株式会社（現 三菱化学株式会社）入社 1985年4月 弁護士登録 1995年4月 ひかり総合法律事務所設立 パートナー（現任）

(3) 退任予定の取締役・監査役（第31期定時株主総会の終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職
深堀 哲也	常勤監査役
都筑 直隆	社外監査役

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査役、監査役会及び会計監査人</u>を置く。</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会及び会計監査人</u>を置く。</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条～第12条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第14条～第15条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数）</p> <p>第16条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第14条～第15条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数）</p> <p>第16条 当会社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当会社の監査等委員である</u>取締役は、5名以内とする。</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第17条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第18条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 任期の満了前に退任した<u>監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。</li> <li>3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</li> </ol>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。</li> <li>3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>、<u>取締役社長1名</u>を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</li> </ol>
<p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第21条 取締役会を招集するときは、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</li> </ol>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第21条 取締役会を招集するときは、会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</li> </ol>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第24条～第25条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の員数)</u></p>	
<p><u>第26条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	
<p><u>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	(削除)
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p><u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p>	
<p><u>第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集手続き)</u></p> <p>第31条 監査役会を招集するときは、会日の3日前までに各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第32条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	(削除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の行為に関する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第34条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u></p>
(新設)	<p><u>第26条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集手続)</u> <u>第27条 監査等委員会を招集するときは、会日の3日前までに各監査等委員に対してその通知を発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第28条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第29条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第35条～第36条 (条文省略)	第30条～第31条 (条数繰り上げ、条文は現行どおり)



現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(剰余金の配当等)</u></p> <p>第38条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p> <p>第39条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第32条 (条数繰り上げ、条文は現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第35条 (条数繰り上げ、条文は現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設) (新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 <u>定款第13条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p>
(新設)	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p>
(新設)	<p>3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>